

舊蹟等を古老に尋ね、之を記録に徴して考證したことを漢文で記されて居る。天保十一年三月に成つたもの。

**カサマサダヨシ** 笠間定憲 通稱九兵衛。

明和五年養父清兵衛の遺知二百石を受け、組外に列し、後御馬廻に轉じ、定檢地奉行・御勝手方御用人に任じ、寛政三年五十石を加へ、次第に昇進して定番頭に至り、文政九年隠居して靜閑と號し、十一年四月歿した。

**カサマサプロザエモン** 笠間三郎左衛門

太郎兵衛の弟。初め朝倉義景に仕へ、後前田利家から三百六十石を受けた。子孫相繼いで藩に仕へる。

**カサマシゲヨシ** 笠間重好 通稱又六郎・源太左衛門。延寶六年父源六正成の遺知二百八十石を襲ぎ、表御納戸奉行より次第に昇進し、寶永四年前田利家の御歩並足輕頭となり、正徳五年百石、享保元年又百石を加へ、三年九月二日五十九歳を以て歿した。

**カサマジンジャ** 笠間神社 石川郡笠間に鎮座する。式内等舊社記に、『笠間神社。式内一座。笠間郷笠間村鎮座。祭神大宮咩神。今稱笠間八幡。一郷之惣社也。』とあり、加賀古跡考には、今宇佐八幡宮といひ、社家社僧もないが、社地廣く、石の大鳥居が倒れてあると記する。

**カサマタカヒデ** 笠間高英 通稱源右衛門・新右衛門。元祿五年父善七郎の遺知二百石を襲ぎ、大小將に列し、會所奉行より享保八年柳原御前附物頭並として百石を加へ、延享三年六十九歳を以て歿した。

**カサマタロベエ** 笠間太郎兵衛 父は興七。前田利家に能登七尾に於いて召出され、利政

に隸して二百石を領し、後利長に屬し百石宛兩度加増せられ、正保元年歿した。

**カサマツリ** 風祭 風害を避ける爲農村の神社に行はれるもので、今多く八月中に於いてせられる。

**カサマデンベエ** 笠間傳兵衛 祿二百石。大坂再役に青屋口で敵首一つを取つた。その末裔孫平次は元祿十六年亂心した爲家斷絶した。

**カサマノブフル** 笠間信古 大聖寺の人。通稱直吉・貞之助・平左衛門。後廣平と改めた。藩侯に仕へて目付役等となり、祿百七十石を受け、又詩書を能くし、書を學び、字を子述といひ、桃溪と號した。明治二十九年十一月六十七歳を以て歿。

**カザマハリ** 風廻 藩政の時、防火の爲に毎年三月一日から十月晦日まで城下を巡廻するものをいうた。萬治元年正月十一日の新命に係り、正月中に馬廻組高知の士四十八人を擇び、二人を一手合とし、一晝夜二手合宛十二番に交替せしめることにした。寛文元年一晝夜四手合三番となし、定風廻と稱したが、八年正月改めて町廻といふことにした。

**カサマヒ** 笠舞 石川郡石浦庄の中に屬するもので、上笠舞・下笠舞と稱し、所々に分居してゐた。この地、殊に背腹で高免を課せられてゐたが、金澤に接續してゐるから、多くは藩の用地若しくは相對請地となり、笠舞新町以下數町の名を私稱して、地子銀を村に納めてゐたが、明治十二年普通一般の町地となつた。

**カサマヒイツボンマツ** 笠舞一本松 ↓イ ツボンマツ 一本松。

**カサマヒイヌゴヤ** 笠舞小屋 金澤一本松(町名)の上なる往來道を笠舞犬小屋と呼んで、もと藩の犬牽等の小家があつた。明治廢藩の際之を廢止し、土地を拂下げて邸地とした。

**カサマヒカクバ** 笠舞角場 石川郡笠舞にあつて、刑場足輕の鐵炮の射的場であつた。金澤古蹟志に、『延寶の金澤圖に笠舞射場を記載して、堅三十間横三十一間とあり。改作所舊記に、寛文八年刑場附足輕共鐵炮槍古所、從來小立野に有之候處、今度興力屋敷と相成に付、笠舞の村つゞき、古三味跡百八十歩割場へ渡すとあり。然れば寛文八年に出來せしこと知られけり。』と見えるものである。

**カサマヒガケハラマチ** 笠舞欠原町 金澤の町名。元祿九年の地子町肝煎附に、笠舞新坂町・同がけ原・同一本松と並べ載せてある。此の地は笠舞の村地なるが故に笠舞某町と呼んだのであり、その邸地は皆相對請地であつたが、明治十二年普通一般の町地となつた。

**カサマヒシンサカマチ** 笠舞新坂町 ↓シンサカマチ 新坂町。  
**カサマヒシンマチ** 笠舞新町 金澤の舊町名。元祿九年の地子町肝煎裁許附に、笠舞新町・同新坂町と並べ載せる。改作所舊記所載、寛文六年三月御普請會所から御算用場への書簡に、『本多安房殿内清助共外七名。右之者共居屋敷御厩町火除所に罷在處、御歩行爲替地相渡、右立去人共、笠舞村領地之内望之ヶ所百姓相對を以請地下し申様、十村方へ可被仰付。』と見えて、この頃から笠舞村が邸地となつたのである。但し之より先にも相對を以て請地とし、家屋を建てたものがあつた。後

貞享四年四月町奉行の裁許としたが、其の地所は元來郡部であるため地子銀を笠舞村に納めたが、明治十二年一般の町地となつた。  
**カサマヘイウマ** 笠間平右馬 三郎左衛門の子。前田利長に仕へて二百石を領し、後利常の時金の番取衆に列した。寛永十五年九月十一日歿。

**カサマホ** 笠間保 石川郡に在つた。南禪寺文書建武元年八月廿九日のものに加賀國笠間保があつて寺領であつた。又徳治から應永頃までの文書には笠間東保があり、文明の文書には西笠間保と見えて、並びに同寺領であつた。後世笠間村の名を存する。

**カサマサナリ** 笠間正成 通稱源六。前田利常に仕へて百二十石を領し、後百六十石を加へ、御馬廻に班し、延寶五年歿した。  
**カサマヤスエモン** 笠間安右衛門 元祿十五年父清兵衛の遺知八十石を受けて御算用者となり、享保十二年三十石を加へて小頭となり、十四年又五十石を加へて組外に列し、延享二年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

**カサマヨシチ** 笠間興七 一に興七郎に作る。初め朝倉義景に仕へ、後越前府中に於いて前田利家から三百五十石を受けた。天正十四年歿。その嫡系は九代興三兵衛周忠二百石を領したが、享利元年出奔斷絶した。  
**カサヤマ** 笠山 石川郡上吉野の部落から東方に當る山。高さ八六六米。地質石英粗面岩。

**カザラシ** 風嵐 ↓カゼアラシ 風嵐。  
**カザリワラ** 飾籠 正月の注連飾を飾籠ともいうた。藩士知行百石以上のものでは、門の兩柱の間に引いた鶴の羽根と稱するのが飾

**カサ**